

国民健康保険税の税率が変わります



国民健康保険は、加入者みんなで保険税を出し合い、病気やケガで診療を受けたときの医療費などにあてる支え合いの制度です。みなさんが納める保険税は、「医療費の支払い」「高額療養費の支給」「出産育児一時金」「葬祭費」などに使われるもので、国民健康保険以外に使われることはありません。

保険税は、医療保険分・後期高齢者支援金分・介護保険分（40歳以上65歳未満の人）を合わせて世帯ごとに保険税額が決められます。みなさんが納める保険税は、国民健康保険の大切な財源です。イザというときに安心して医療を受けられるように、決められた保険税は必ず納期限内に納めましょう。

税率を減額改正します

国民健康保険税の税率は、医療費（介護費用）の動向、加入者の増減や所得・資産の状況、国からの補助金など総合的に判断し、毎年税率の見直しを行っています。平成21年度の税率は、国からの交付金が増える見込みで、下表のように税率を改正します。三種町の加入者を平均すると、一人当たり△1,668円、一世帯当たり△5,934円、40歳以上65歳未満の介護被保険者は、一人当たり△3,074円、一世帯当たり△8,095円の減額改正となります。



【平成20年度 税率】

	医療分	支援分	介護分
所得割	7.45%	1.89%	1.59%
資産割	29.77%	7.77%	8.12%
均等割	23,800円	5,900円	7,800円
平等割	20,100円	5,100円	4,600円
限度額	470,000円	120,000円	90,000円



【平成21年度 改正税率】

	医療分	支援分	介護分
	6.38%	2.30%	1.42%
	26.90%	9.80%	7.55%
	22,000円	7,700円	7,200円
	18,700円	6,500円	4,200円
	470,000円	120,000円	100,000円

平成20年度との比較

	平成20年度 医療+支援分	平成21年度 医療+支援分	比較
所得割	9.34%	8.68%	△ 0.66%
資産割	37.54%	36.70%	△ 0.84%
均等割	29,700円	29,700円	±0円
平等割	25,200円	25,200円	±0円
限度額	590,000円	590,000円	±0円

	平成20年度 介護分	平成21年度 介護分	比較
	1.59%	1.42%	△ 0.17%
	8.12%	7.55%	△ 0.57%
	7,800円	7,200円	△ 600円
	4,600円	4,200円	△ 400円
	90,000円	100,000円	10,000円



『医療分+後期高齢者支援分』は所得割・資産割の税率を引き下げ、均等割（一人当り）平等割（一世帯当り）の税額は昨年と同じです。『介護分』については、税率・税額ともに引き下げますが、限度額は制度改正により全国一律で増額となります。